

シンポジウム「デジタル社会と人権」



10月18日、当館は、欧州人権裁判所、欧州評議会、在ストラスブール米国総領事館及びビルネ・カサン財団と共同で、シンポジウム「デジタル社会と人権」を開催しました。

今日、AIなど新たなデジタル技術が急速に発達し、デジタル化が我々の日常を含めた社会生活のあらゆる場面に浸透してきています。このシンポジウムは、このような状況が我々の人権にどのような影響や問題を与え、これに対してどのような解決策があり得るかについて考えていこうとするものです。当日は、欧州人権裁判所から11名の判事に加え、日本、欧州及び米国から計16名の専門家がパネリストとして参加し、最先端の議論をたたかわせたほか、世界各国から学者、実務家、政府関係者、市民団体等約500名の参加者がオンラインで視聴し、また議論に参加しました。

シンポジウムは、スパン欧州人権裁判所長官やベルゲ欧州評議会事務次長からの挨拶で始まり、第1部「オンラインでの人権—表現の自由とコンテンツモデレーション」、第2部「人権と人工知能(AI)」、第3部「日常生活の中のサイバー犯罪」の3部構成になっています。

第1部では、成原慧九州大学法学部准教授が導入プレゼンテーションをした後、名誉棄損や誤情報等に対して、表現の自由を保護しながらどのように対応していくかが議論されました。第2部では、福田雅樹大阪大学法学部教授が導入プレゼンテーションを行い、AIがもたらすバイアスや差別等の防止に加え、人間とAIとの役割について意見交換がされました。第3部では、米国司法省等のパネリストが、特に現在のコロナ禍において急増するサイバー犯罪について、サイバー犯罪条約、そしてその第2追加議定書を含む国際的な対応が重要であることを議論しました。

本シンポジウムは、2020年2月開催のシンポジウム「女性の権利」に引き続き、欧州人権裁判所と協力して最先端の問題を取り扱ったものです。我が国は、これからも現代社会の問題に対して、欧州評議会と共有する三つの価値、すなわち人権、民主主義及び法の支配に基づいた取組みを進めてまいります。

本シンポジウムの録画は、以下のURLから視聴できます。

<https://www.coe.int/en/web/freedom-expression/human-rights-in-digital-sphere>